

墨田区が行っている サポートはたくさんあります

事業・制度により、利用要件があります。詳しくは一覧の問合せ先まで。

① 子どもの学習に関する応援

無料学習
支援

No.4: 子どもの学習支援
(生活困窮者自立支援)

区内2拠点で年間50回、学習会を開催します。



No.7: 受験生
チャレンジ支援貸付

中学3年生、高校3年生等を支援するため、受験費用等の貸付をします。

経済的支援
(学習関連)



② 親への支援

相談機関

No.18: ひとり親相談

配偶者のいない方の自立を支援するため、求職などの必要な情報提供等を行います。



No.27:

ファミリー・サポート・センター

区民による相互援助活動により、送迎等の一時的な保育を行います。

生活支援



家庭サポート事業一覧

子どもの学習を応援		経済的支援	
無料学習支援		30	児童手当
1	すみだチャレンジ教室	31	児童扶養手当
2	放課後子ども教室	32	児童育成手当
3	各児童館での学習支援	33	子ども医療費助成
4	子どもの学習支援(生活困窮者自立支援制度)	34	ひとり親家庭等医療費助成
経済的支援		35	母子及び父子福祉資金貸付
5	就学援助	36	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付
6	私立高校等入学資金貸付	37	住居確保給付金
7	受験生チャレンジ支援貸付	38	入院助産
8	墨田育英会事業	39	自立支援医療の支給等
9	学習環境整備支援	40	大気汚染による健康被害の医療費助成
相談機関		41	教材費等補助(区立幼稚園)
10	ヤングテレフォン相談	42	教材費等補助(私立幼稚園)
11	スクールカウンセラー配置	43	ひとり親世帯等の保育料負担軽減(保育園)
12	東京都いじめサポート室	44	ひとり親世帯等の保育料負担軽減(公立幼稚園)
13	子どもの人権110番	45	ひとり親世帯等の保育料負担軽減(私立幼稚園)
14	よりそいホットライン	46	多子世帯の保育料負担軽減(保育園)
親への支援		47	多子世帯の保育料負担軽減(公立幼稚園)
相談機関		48	多子世帯の保育料負担軽減(私立幼稚園)
再掲	スクールカウンセラー配置	49	特別支援教育就学奨励費
15	スクールソーシャルワーカーの派遣	就労支援等	
16	生活困窮者自立支援相談	50	生活困窮者就労準備支援
17	家庭相談	51	ひとり親家庭等自立支援給付金
18	ひとり親相談	52	ひとり親家庭就業、自立支援
19	心の健康相談等	53	若者就職サポート
20	子育て総合相談	54	人材発掘・就労サポート
21	子育てひろば	55	就職相談室
22	保育コンシェルジュ	56	就職面接会
生活支援		57	ジョブすみだ
23	児童養育家庭ホームヘルプサービス	別添	高校・大学等進学支援資金一覧
24	子どもショートステイ		
25	医療機関型病児保育	別添	墨田区の食の支援等(民間の活動)
26	訪問型保育支援		
27	ファミリー・サポート・センター		
28	養育支援訪問		
29	予防接種		

家庭サポート事業一覧

平成30年6月現在

子どもの学習を応援						
無料学習支援	事業名	事業内容	主な対象	参加費の有無	場所	所管部局 問合せ先
1	すみだチャレンジ教室	基礎学力定着のためNPO法人に委託し、土曜日、放課後、長期休暇中に少人数指導を実施しています。 実施校及び参加者については、選考及び定員があります。	小学生から 中学生まで	無	各学校	すみだ教育研究所 03-5608-6621
2	放課後子ども教室事業(4校)における学習支援の実施	区立小学校の施設を利用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、様々な体験交流活動を行う事業である一部学校の中で、学習支援を実施しています。	小学生	無	各学校	地域教育支援課 地域教育支援担当 03-5608-6311
3	各児童館での学習支援	小学生から高校生までの子どもに対して学習支援をしています。対象、支援内容は各館により異なります。	小学生から 高校生まで	一部有	各児童館 コミュニティ会館	各児童館、コミュニティ会館
4	子どもの学習支援 (生活困窮者自立支援制度)	貧困の連鎖防止を図ることを目的として、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援を実施し、夢を育むお手伝いをします。	生活困窮世帯の 子ども	無	-	生活福祉課 生活支援係 03-5608-6289
経済的支援	事業名	事業内容	主な対象	参加費の有無	場所	所管部局 問合せ先
5	就学援助	墨田区内に住所を有し、小・中学校に通学している児童生徒がいる家庭で、経済的な理由により、学校でかかる費用の支払が困難な場合に、基準に基づき、費用の一部を区が援助します。	小学生から 中学生まで	-	-	学務課 事務担当 03-5608-6303
6	墨田区私立高等学校等入学資金貸付	学校教育法に規定する私立の高等学校又は高等専門学校への入学予定者の養育者で、入学金等の費用について所得要件が融資基準に満たないため、金融機関等から融資を受けられない方に対して、貸付けを行います。	私立高等学校又は 高等専門学校への 入学予定者	-	-	厚生課 厚生係 03-5608-6150
7	受験生チャレンジ支援貸付	進学を支援するため、保護者の方に学習塾などの費用と受験費用を貸付けを行います。なお、入学した場合などには返済を免除できる場合があります。	中学3年生 高校3年生等	-	-	厚生課 厚生係 03-5608-6151

家庭サポート事業一覧

平成30年6月現在

	8	墨田育英会事業	公益財団法人墨田育英会では、区内居住者の子弟で、高等学校、高等専門学校、専修学校に在学する生徒に、一定の要件のもと、無利子で奨学金の貸付けを行います。	中学3年生 高校生	-	-	庶務課 庶務・教職員担当(育英会事務局) 03-5608-6302
	9	学習環境整備支援 ※対象は生活保護世帯のみ	次世代育成支援の観点から、自立支援プログラムに基づく学習塾への通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講費用について助成を行います。	小学4年生から 高校3年生まで	-	-	生活福祉課 各担当ケースワーカー
相談機関		事業名	事業内容	主な対象	参加費の有無	場所	所管部局 問合せ先
	10	ヤングテレフォン相談	子どもを対象として、心の悩みなど、様々な相談を実施しています。	小学生から 高校生まで	無	-	すみだ教育研究所 教育相談室 03-3616-1003
	11	スクールカウンセラー配置	いじめや不登校の未然防止、改善及び解決を図るため、児童・生徒・保護者・教職員に対し、学校においてカウンセリングを実施しています。	小学生から 中学生まで 及びその保護者	無	各学校	指導室 03-5608-6307
	12	東京都いじめサポート室相談 ホットライン ※墨田区以外の事業	学校における、友達や先生についての悩みや、いじめに関する相談を実施しています。	小学生から 高校生まで	無	-	東京都教育相談センター 0120-53-8288
	13	子どもの人権110番 ※墨田区以外の事業	いじめや親からの虐待など、親や先生に話せないことなどの、誰に相談して良いかわからない悩み相談を実施しています。	小学生から 高校生まで	無	-	法務省 0120-007-0110
	14	よりそいホットライン ※墨田区以外の事業	いじめや親からの虐待など、親や先生に話せないことなどの、誰に相談していいのかわからない悩み相談を実施します。また、外国語による相談受付も実施しています。	-	無	-	一般社団法人 社会的包括サポートセンター 0120-279-338

家庭サポート事業一覧

平成30年6月現在

親への支援						
相談機関	事業名	事業内容	主な対象	参加費の有無	場所	所管部局 問合せ先
再掲	スクールカウンセラー配置	いじめや不登校の未然防止、改善及び解決を図るため、児童・生徒・保護者・教職員に対し、学校においてカウンセリングを実施しています。	小学生から中学生まで及びその保護者	無	各学校	指導室 03-5608-6307
15	スクールソーシャルワーカーの派遣	いじめ、不登校、児童虐待及び貧困など、健全育成上の課題に対応するため、福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークを構築して、問題を抱える児童・生徒に支援を実施しています。	小学生から中学生まで及びその保護者	-	各学校	指導室 03-5608-6307
16	生活困窮者自立支援制度における包括的な相談支援	生活に困窮されている方々の相談に乗り、共に考え自立に向けたサポートを行います。 必要と認められる場合には、フードバンクへの紹介も実施しています。	-	無	生活福祉課 生活支援係	生活福祉課 生活支援係 03-5608-6289
17	家庭相談	家庭生活にまつわる複雑な諸問題について助言・援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等、広範囲にわたる相談活動を実施しています。	-	無	生活福祉課 相談係	生活福祉課 相談係 03-5608-6154
18	ひとり親相談	自立に必要な情報提供・助言・援助を実施しています。 また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援も実施しています。	ひとり親家庭の保護者	無	生活福祉課 相談係	生活福祉課 相談係 03-5608-6154
19	心の健康相談等 (心の健康、依存症、思春期)	精神症状や不登校等でお困りの方及びその家族等の相談について、専門医や相談員が助言を実施しています。	-	無	【心の健康相談・依存症相談】 向島保健センター保健指導係 03-3611-6135 【心の健康相談・思春期相談】 本所保健センター保健指導係 03-3622-9137	
20	子育て総合相談	子育てに関する様々な相談を受け、適切な相談機関にお繋ぎします。	小学生から高校生まで及びその保護者	無	子育て支援 総合センター	子育て支援総合センター 03-5630-6677

家庭サポート事業一覧

平成30年6月現在

	21	子育てひろば	親同士、子ども同士の交流や情報交換ができる「ひろば」や各種子育てに関する講座などを実施しています。安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、関係機関と連携を図りながら子育て全般に関する様々な相談に応えます。	育児中の保護者	無	両国子育てひろば 文化子育てひろば	子育て支援総合センター 03-5630-6351
	22	保育コンシェルジュ	待機児童解消に向けて、保育専門相談員が保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合う保育サービスの提供を実施しています。	保護者	無	-	子育て支援課 子育て計画担当 03-5608-6084
生活支援		事業名	事業内容	主な対象	参加費の有無	場所	所管部局 問合せ先
	23	児童養育家庭ホームヘルプサービス	家事等の日常生活に著しく支障をきたしているとき、ホームヘルパーを派遣して家事の援助を実施しています。	児童養育家庭	一部無	-	子育て支援総合センター 03-5630-6351
	24	子どもショートステイ	保護者が疾病や冠婚葬祭、出張、育児不安等の理由により、一時的にお子さんを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院、児童養護施設、区内の協力家庭で短期間お子さんを養育します。	児童養育家庭	一部無	-	子育て支援総合センター 03-5630-6351
	25	医療機関型病児保育	当面、病気の症状の急変は認められないが回復期に至らない児童や、病気の回復期にある児童を、保護者の仕事等の事情のため家庭で保育ができない場合に、専用の施設(病児・病後児保育室)で一時的に保育します。	生後6か月から小学6年生まで	有	-	子育て支援課 子育て計画担当 03-5608-6084
	26	訪問型保育支援	区が養成・認定した子育てサポーター又は病後児サポーターが保護者宅で保育を実施します。 例:冠婚葬祭や急な出張等のため、生後43日目から小学校修了までのお子さんを早期、夜間に保育できない場合、等。	児童養育家庭	-	-	子育て支援総合センター 03-5630-6351
	27	ファミリー・サポート・センター	区民による会員制の組織をつくり、区民の相互援助活動により、保育園・幼稚園・小学校・学童クラブの送迎、一時的な保育を実施しています。	-	-	-	子育て支援総合センター 03-5630-6351

家庭サポート事業一覧

平成30年6月現在

	28	養育支援訪問	保健センターとの連携により、特に支援が必要と判断した家庭（要支援家庭）及び要保護児童対策地域協議会で受理している要保護児童のいる家庭で特に支援が必要と判断した家庭（要保護家庭）について、個別設定した目標に基づき家庭訪問を実施し、適切な養育支援を行い、保護者が安心して子どもを養育できる状態を目指します。	要支援家庭 要保護家庭	-	-	子育て支援総合センター 03-5630-6351
	29	予防接種（定期接種・任意接種）	定期予防接種を以下のとおり実施しています。 BCG、B型肝炎、ヒブワクチン、肺炎球菌、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、MR（麻しん、風しん）、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、DT二種混合（ジフテリア、破傷風）、ヒトパローマウィルス感染症（子宮頸がん予防ワクチン）	予防接種の種類により、対象が異なります。 詳細は、墨田区のホームページへ。 ※予防接種アプリ「かんたん&べんり予防接種ナビ」もご利用ください。			保健予防課 感染症係 03-5608-6191 向島保健センター 03-3611-6135 本所保健センター 03-3622-9137
経済的支援		事業名	事業内容	主な対象	参加費の有無	場所	所管部局 問合せ先
	30	児童手当	家庭等における生活の安定への一助と次代の社会を担う児童の健やかな成長を助長することを図るため、支給します。	15歳以下 ※詳細は要問合せ	-	-	子育て支援課 児童手当・医療助成係 03-5608-6160
	31	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図るため、支給します。	18歳以下 ※詳細は要問合せ	-	-	子育て支援課 児童手当・医療助成係 03-5608-6376
	32	児童育成手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図るため、支給します。	18歳以下 ※詳細は要問合せ	-	-	子育て支援課 児童手当・医療助成係 03-5608-1439
	33	子ども医療費助成	入院・通院時等の保険適用分医療費の自己負担分を助成します。	15歳以下 ※詳細は要問合せ	-	-	子育て支援課 児童手当・医療助成係 03-5608-1439
	34	ひとり親家庭等医療費助成	医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図るため、支給します。	ひとり親家庭等 ※詳細は要問合せ	-	-	子育て支援課 児童手当・医療助成係 03-5608-1439
	35	母子及び父子福祉資金貸付	ひとり親家庭の父又は母で、現に20歳未満の子を扶養している者が生活設計の一助として資金の貸付けを行います。	ひとり親家庭の 保護者 ※詳細は要問合せ	-	-	生活福祉課 相談係 03-5608-6154

家庭サポート事業一覧

平成30年6月現在

36	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付	ひとり親家庭が冠婚葬祭等のために応急に資金を必要とするとき、1世帯5万円を限度として資金の貸付けを行います。	ひとり親家庭の保護者 ※詳細は要問合せ	-	-	生活福祉課 相談係 03-5608-6154
37	住居確保給付金	住居を喪失する恐れのある失業中の方に対して、就職活動を行うことを条件として、家賃の補助を行います。 *収入、資産などの利用要件があります。	申請時に離職後2年以内の方、等 ※詳細は要問合せ	-	-	生活福祉課 生活支援係 03-5608-6289
38	入院助産	出産を控えた妊婦で、経済的な理由で入院できない方に、特定の病院で出産する費用を助成します。	妊産婦	-	-	生活福祉課 相談係 03-5608-6154
39	自立支援医療(育成医療・精神通院)の支給、小児精神障害の医療費助成	①身体に障害があり、手術等によって障害の改善が見込まれる児童に対し、指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療(自立支援医療)の支給を行います。 ②精神疾患のため通院による治療を受ける際に、医療費の自己負担が軽減されます。 ③小児精神病での入院費について、助成があります。	詳細は要問合せ		保健計画課 健康推進担当 03-5608-8514 向島保健センター 03-3611-6135 本所保健センター 03-3622-9137	
40	大気汚染による健康被害の医療費助成	気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎及び肺気腫の医療費助成制度があります。	詳細は要問合せ		保健計画課 保健計画担当 03-5608-6190 向島保健センター 03-3611-6135 本所保健センター 03-3622-9137	
41	教材費等補助(区立幼稚園)	区立幼稚園における実費徴収に係る費用(教材費・行事費等)について、生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額2,500円(上限)を交付します。	区立幼稚園 入園世帯	-	-	学務課 事務担当 03-5608-6303
42	教材費等補助(私立幼稚園)	私立幼稚園における実費徴収に係る費用(教材費・給食費等)について、生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額7,000円(上限)を交付します。	私立幼稚園 入園世帯	-	-	子ども施設課 保育係 03-5608-1253

家庭サポート事業一覧

平成30年6月現在

43	ひとり親世帯等の保育料負担軽減(保育園)	ひとり親世帯等で、区民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯・障害者がいる世帯等について、第1子は保育料を半額、第2子以降は無料となります。	ひとり親家庭等の保護者	-	-	子ども施設課 入園係 03-5608-6152
44	ひとり親世帯等の保育料負担軽減(公立幼稚園)	住民税所得割額77,100円以下で、ひとり親世帯等である場合、保育料月額5,700円が半額(2,850円)となります。また、住民税非課税及び均等割のみ課税世帯で、ひとり親世帯等である場合には、保育料月額1,500円が無料となります。	ひとり親家庭等の保護者	-	-	学務課 事務担当 03-5608-6303
45	ひとり親等世帯等の保育料負担軽減(私立幼稚園)	お子さんが子ども・子育て支援新制度対象園に在園で、ひとり親世帯等で区民税所得割額77,100円以下の場合、保育料が無料となることがあります。(補助金対象園の場合は異なります。)	ひとり親家庭等の保護者	-	-	子ども施設課 保育係 03-5608-1253
46	多子世帯の保育料負担軽減(保育園)	住民税非課税(第2階層)の世帯について、第2子以降の保育料が無料となります。また、区民税所得割額57,700円未満の世帯について、多子軽減を行う際の「きょうだい」の数え方の年齢制限を撤廃します。	多子世帯等の保護者	-	-	子ども施設課 入園係 03-5608-6152
47	多子世帯の保育料負担軽減(公立幼稚園)	住民税所得割額77,100円以下(第3階層)及び住民税非課税及び均等割のみ課税世帯(第2階層)の世帯について、多子軽減を行う際の「きょうだい」の数え方の年齢制限を撤廃します。	多子世帯等の保護者	-	-	学務課 事務担当 03-5608-6303
48	多子世帯の保育料負担軽減(私立幼稚園)	住民税所得割額77,100円以下(第3階層)の世帯について、多子軽減を行う際の「きょうだい」の数え方の年齢制限を撤廃します。	多子世帯等の保護者	-	-	子ども施設課 保育係 03-5608-1253
49	特別支援教育就学奨励費	墨田区に在住し特別支援学級(固定学級・通級指導学級)に在籍する児童生徒の保護者のうち、一定の条件を満たす方を対象として、かかる費用の一部を補助します。	特別支援学級 在籍児童生徒の 保護者	-	-	学務課 給食保健就学相談担当 03-5608-6304

家庭サポート事業一覧

平成30年6月現在

就労支援等	事業名	事業内容	主な対象	参加費の有無	場所	所管部局 問合せ先
50	生活困窮者就労準備支援	就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労の前段階の支援を実施しています。 * 収入、資産などの利用要件があります。	生活困窮者	-	-	生活福祉課 生活支援係 03-5608-6289
51	ひとり親家庭等自立支援給付金	ひとり親家庭の父又は母が就業に結び付きやすい資格を取得するために訓練促進費を支給します。 また、能力開発を支援するため費用の一部を給付し、ひとり親家庭の自立を促進します。	ひとり親家庭の保護者	-	-	生活福祉課 相談係 03-5608-6154
52	ひとり親家庭就業、自立支援	ひとり親家庭の就労の相談、助言、援助を行い、自立を支援します。	ひとり親家庭の保護者	-	-	生活福祉課 相談係 03-5608-6154
53	若者就職サポート (対象:39歳以下)	専門のキャリアカウンセラーが就職活動のアドバイス等を行います。 また、区内中小企業の魅力を発信する事業を行うことで、区内中小企業の人材確保にも繋げています。	39歳以下の若年求職者等	-	-	経営支援課 経営支援担当 03-5608-6185
54	すみだ若者人材発掘・就労サポート (対象:39歳以下)	区のものづくり産業の未来を支える人材を発掘し、地域での就労へと結びつけていくために、ハローワーク墨田や東京都と連携しながら、若年層の就労をサポートします。	39歳以下の若年求職者等	-	-	経営支援課 経営支援担当 03-5608-6185
55	就職相談室 「就職支援コーナーすみだ」	ハローワーク墨田と一体的な運営を行い、身近な窓口として雇用の促進を図ります。 また、生活保護受給者など生活困窮者を対象として、ハローワーク就職支援ナビゲーターによる個別相談を実施し、雇用と福祉の一体的支援を行います。	求職者	-	-	経営支援課 経営支援担当 03-5608-6185
56	就職面接会	区民の就労に向けて、ハローワーク墨田と連携・共催により、就労支援事業を実施しています。	求職者	-	-	経営支援課 経営支援担当 03-5608-6185
57	墨田区雇用・就労支援サイト 「ジョブすみだ」	雇用促進と就労支援のため、求人情報や内職情報について、インターネットにより費用無料で検索・閲覧できる雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」を開設しています。	求職者	-	-	経営支援課 経営支援担当 03-5608-6185

高校・大学等進学支援資金一覧

(平成30年4月現在)

〈高等学校を対象とした助成金〉

※内容が変更になる場合があります。

種別	名称	内容	受付等	問い合わせ先	備考
国公立	就学支援金	公立高校授業料 年額 118,800円	入学した高校	東京都教育庁 高等学校教育課 03-5320-7862	年収910万円程度以下が対象 4月申請手続、6月届出手続を行う 非課税世帯が対象 (課税世帯は受けられない)
国公立	高校生等 奨学のための給付金	授業料以外にかかる 教育費	入学した高校		
私立	就学支援金 (国の制度)	私立高校授業料 助成額は世帯収入による	入学した高校	東京都私学就学支援金センター 03-5206-7814	6月頃申請開始
私立	授業料軽減助成金 (都の制度)	私立高校授業料 助成額は世帯収入による	入学した高校	東京都私学就学支援金センター 03-5206-7925	6月頃申請開始
私立	私立高等学校等 奨学給付金	授業料以外にかかる 教育費	入学した高校	東京都私学就学支援金センター 03-5206-7925	非課税又は均等割世帯及び生活保護世帯が対象 (課税世帯は受けられない)

〈奨学金・貸付金(返済が必要です)〉 ※重複して貸付を受けられる場合もあります。

種別	名称	内容	受付等	問い合わせ先	備考
大学	日本学生 支援機構	四年制大学、短期大学、高専 の授業料 進学先により金額は異なる。	進学前→在学して いる高校 進学後→入学した 学校	在学中の学校または日本 学生支援機構のホームペ ージ	第一種と第二種があり、他の機関と併用し て貸付を受けることについて一部制限が ある。
高校	東京都育英資金	授業料の貸付 国公立 1万8千円 私立 3万5千円	在学中の学校にて 申請する。(中学時 に予約申請可能)	在学中の学校または 東京都私学財団 育英資金課 03-5206-7929	・卒業後、11年～13年で返済する ・入学支度金貸付と併用可
高校	入学支度金貸付	入学に必要な費用のうち 20万円	入学予定校 ※実施していない 高校もあり。	東京都私学財団 03-5206-7926	・在学中に返済が必要 ・入学予定校へ手続方法の確認をする。 ・東京都育英資金との併用可

<奨学金・貸付金（返済が必要です）> ※重複して貸付を受けられる場合もあります。

種別	名称	内容	受付等	問い合わせ先	備考
高校 大学	教育支援資金	入学支度金：50万円まで 授業料：高校/大学による	墨田区 社会福祉協議会	墨田区社会福祉協議会 03-3614-3902	所得制限有 ※他制度の貸付が優先です
高校 大学	母子及び父子福祉資金	修学資金（授業料） 就学支度資金	墨田区役所 生活福祉課	墨田区福祉保健部 生活福祉課 03-5608-6154	貸付額は進学先による
高校 大学	国の教育ローン	学校納付金及び進学・在学に必要な費用。一人あたり350万円以内（海外留学の場合は450万円以内。条件あり）	・インターネット ・郵送 ・日本政策金融 公庫各支店	コールセンター 0570-008656	必要時期の2～3ヶ月前に申込が目安

<その他貸付金（返済が必要です）> ※重複して貸付を受けられる場合もあります。

種別	名称	内容	受付等	問い合わせ先	備考
高校	墨田区 私立高等学校 入学資金貸付	入学に必要な費用のうち50万円以内 （制服代等含む）	墨田区役所 厚生課	墨田区福祉保健部 厚生課 03-5608-6150	申込期間は平成30年1月～3月 ※他制度の貸付利用が優先
高校	墨田育英会	奨学資金（月額）※無利子 入学準備金	区内中学に通学→担任 その他は墨田育英会へ	墨田育英会 （墨田区教育委員会事務局内） 03-5608-6302	要件あり
高校 大学	東京都 中小企業従業員 生活融資制度	子育て、介護支援融資 「すくすく」「ささえ」	・中央労働金庫 ・都内信用組合 ・ローンセンター	中央労働金庫 0120-86-6956	勤務先等要件あり
高校 大学	東京都 中小企業従業員 生活融資制度	家内労働者 生活資金融資 （教育費等）	中央労働金庫	中央労働金庫 0120-86-6956	家内労働者に限る（要件あり）
高校 大学	あしなが奨学金	授業料及び入学支度金 予約申込あり	あしなが育英会 又は在学中の学校	あしなが育英会 0120-77-8565／03-3221-0888	保護者が病気や災害で死亡したり、 後遺障害をおった家庭の子供が対象
高校 大学	交通遺児育英会奨学金	授業料及び入学支度金 予約申込あり	交通遺児育英会 又は在学中の学校	交通遺児育英会 0120-52-1286／03-3556-0773	保護者が交通事故で死亡したり、 後遺障害をおった家庭の子供が対象

墨田区の食の支援等（民間の活動）

平成 30 年 5 月 1 日現在の情報です。

【ことといこども食堂】

実施主体：一般社団法人 つくろい東京ファンド

対 象：幼児～高校生（大人も可）

開催日時：第 2・第 4 木曜日

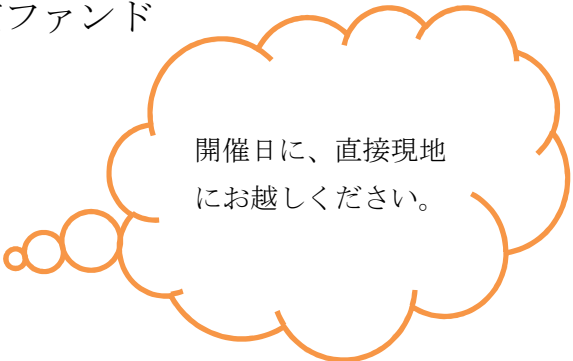
18：00～19：30

参加費：無 料

場 所：墨田区向島五丁目 21 番 6 号

電 話：03-5942-8086

090-6159-8787（稲葉）



開催日に、直接現地
にお越しください。

【すみだ街かど食堂】

実施主体：すみだ食育 good ネット、墨田区社会福祉協議会、すみださわやかネット

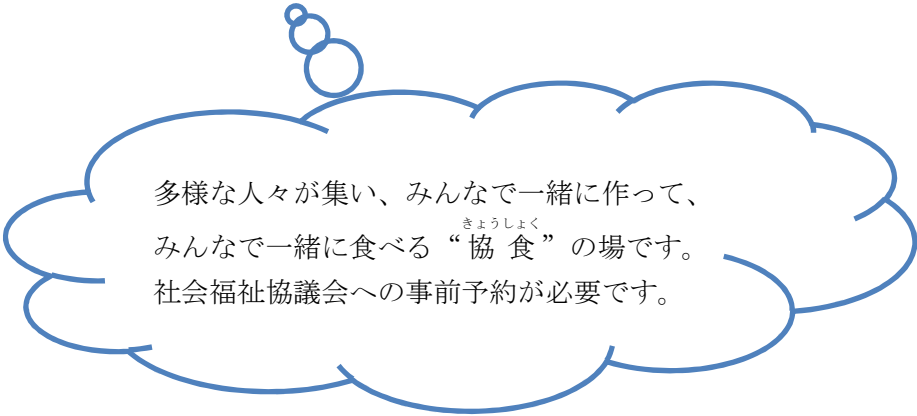
対 象：どなたでも

開催日時：毎月第 4 水曜日 16：00～19：30

参加費：子ども 200 円、大人 300 円

場 所：キラキラ茶家（墨田区京島三丁目 49 番 18 号）

電 話：03-3614-3900（社会福祉協議会）



多様な人々が集い、みんなで一緒に作って、
みんなで一緒に食べる“きょうしょく協食”の場です。
社会福祉協議会への事前予約が必要です。

【すみだ食堂飲食店の会】

実施主体：すみだ食堂飲食店の会（加盟店は以下のとおり）

二階の食堂 kanegafuchi（墨田区墨田 2-6-3）

Cafe POKAPOKA（墨田区八広 5-32-9）

ぜんや（墨田区東向島 2-8-4）

オーロラキッチン（墨田区京島 1-49-8）

はらにわ小町（墨田区吾妻橋 1-19-8）

おとめちゃんち（墨田区文花 1-25-5）

せん波（墨田区業平 1-12-4 2F）



対 象：どなたでも

参加費：大人 500 円、子ども 300 円

開催日時及び場所：

各店舗で開催されますが、開催日は店舗により異なります。確認の上、ご参加ください。



<http://ameblo.jp/sumidakodomosyokudou/>



【文花こども食堂さんりんしゃ】

実施主体：共愛館、雲柱社、興望館など

対 象：どなたでも

開催日時：原則 毎週火曜日 17:00~19:30

参加費：ワンコイン（大人は原則 500 円）

場 所：おとめちゃんち（墨田区文花 1-25-5）

電 話：070-3626-4460（こども食堂専用電話）

4/3~

おとめちゃんちに変わりました。

こどもの貧困問題を知る場との位置づけで、それぞれの立場や貧富などとは無関係に、こどもも大人もどなたでもが集える食堂（居場所）

【キッチン図鑑】

実施主体： 保育力研究所

対 象 ： どなたでも

※あらかじめご連絡をお願いします (info@kitchenzukan.net)

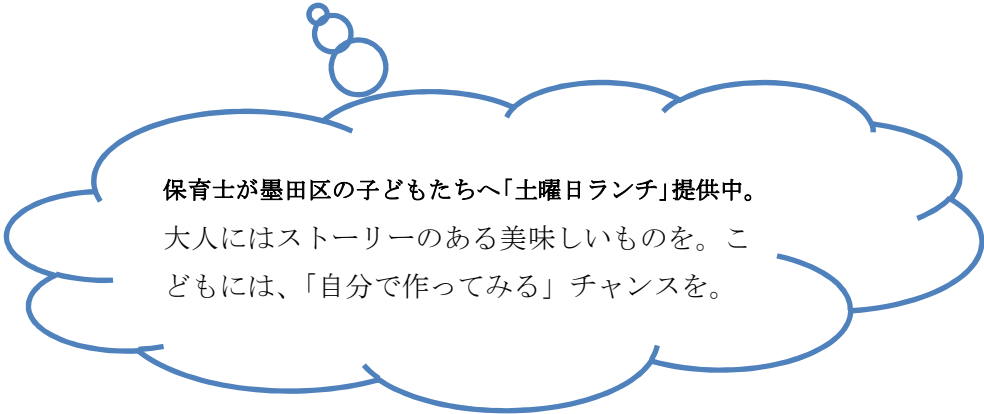
開催日時： 毎月第3土曜日 9:00 ~ 16:30

参加費 : 子どもは無料

(小学生以上であれば子どものみでの参加も可能)

場 所 : 爬虫類館分館 (墨田区京島三丁目 17 番 7 号)

電 話 : 080-8046-4244 (酒井・片野)



保育士が墨田区の子どもたちへ「土曜日ランチ」提供中。
大人にはストーリーのある美味しいものを。こ
どもには、「自分で作ってみる」チャンス。

【みんなの食卓】

実施主体： 一般社団法人 みんなの食卓

対 象 : どなたでも

開催日時： 原則第1・第3日曜日 11:30 ~ 15:00 (ランチ)

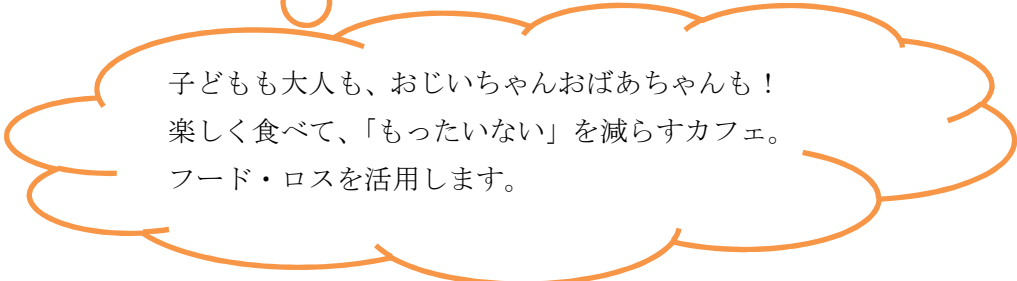
(ホームページ「<http://minshoku.org/>」をご確認ください。)

参加費 : 参加者が可能な額だけ寄付(例えば子どもさん10円でも)

場 所 : 鳩の街通り商店街・雨水市民の会事務所

(墨田区向島五丁目 49 番 3 号)

電 話 : 080-6333-9483 (高木)



子どもも大人も、おじいちゃんおばあちゃんも！
楽しく食べて、「もったいない」を減らすカフェ。
フード・ロスを活用します。

【ふじのきさん家防災子ども食堂】

実施主体： NPO 法人 燃えない壊れないまち・すみだ支援隊

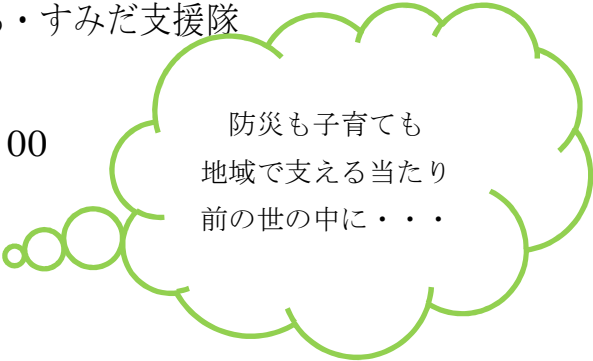
対 象 ： どなたでも

開催日時： 原則第 3 水曜日 17:00～18:00
(4/18、5/16、6/20)

参加費 ： こども 100 円
大人 (中学生以上) 300 円

場 所 ： ふじのきさん家 (墨田区東向島二丁目 4 番 3 号)

電 話 ： 03-6657-2300



防災も子育ても
地域で支える当たり
前の世の中に・・・

【みんなで晩ごはん】

実施主体： 本所地域プラザBIG SHIP

対 象 ： どなたでも

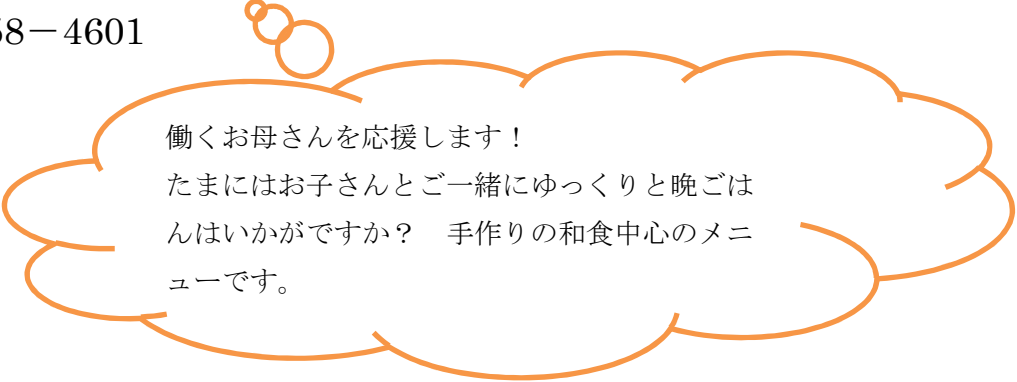
開催日時： 原則第 2・第 4 金曜日 18:00～19:00 (要予約)

(ホームページ「<https://www.cp-bigship.net/>」をご確認ください。)

参加費 ： 大人 500 円、子ども 300 円

場 所 ： 本所地域プラザBIG SHIP
(墨田区本所一丁目 13 番 4 号)

電 話 ： 03-6658-4601



働くお母さんを応援します！
たまにはお子さんとご一緒にゆっくりと晩ごは
んはいかがですか？ 手作りの和食中心のメニ
ューです。